

マイナンバーは強制できない!



提供者に法的義務は課されていない! 提供しなくても不利益はない! 全国学校事務労働組合連絡会議

多くの市民の反対を押し切って今年一月一日からマイナンバー(共通番号)制度の運用が始まりました。

●マイナンバーは誰のため

正式名称は「社会保障・税番号」で、導入によってあたかも社会保障・税が公平になるかのごとき宣伝がなされていますが、自営業者などの収入まで捕捉できるわけではなく、私たちの生活もほとんど便利になることはありません。

昨年9月には運用が開始されてもいないのに、預貯金口座やメタボ検診・予防接種などの医療データにまで番号を紐付する拡大法案が成立しました。今後個人番号カード(マイナンバーカード)を保険証や運転免許証と統合しようとしたり、戸籍への番号付など「社会保障・税」とは無縁な領域まで拡大しようと計画されています。

来年から情報連携が始まりますが、そこで収集される私たちの情報を利用したがつているのは、市民監視の緻密化を狙う警察や公安機関などの国の機関とブラックマーケットで金儲けを企む人たちです。

私たち市民のための番号では決してありません。

●必ず漏洩する!

個人番号付情報は「特定個人情報」と呼ばれ、厳密に管理する必要があります。ところが、会社の従業員は雇用主に個人番号を提供し、会社は収集・保管・廃棄まで厳密に扱わなければなりません。したがっての会社でそれが可能でしょうか? 店主のおやじが誤って従業員の個人番号付書類をゴミに出してしまつたという事故は容易に想定されます。このようにマイナンバー制度とは必ず漏洩するシステムだと考えるべきでしょう。

●提供者に法的義務はない!

このようなシステムには自分の番号を提供したくないと思うのが当然ではないでしょうか。

番号法上も番号提供者には法的義務が課されていません。今のところ、提供しなくても税務処理を断られたり、社会保障上のサービスを受けられなくなったりすることはあります。つまり不利益を被ることはありません。しかし、社員の担当者からは番号提供をかなり強く迫られるケースや採用内定者に対して個人番号記載を書面で求める会社も出てきているようです。提供者には番号法において法的義務がないのになぜこうした対応をするのでしょうか?

所得税法や国税通則法などの個別法において提供や収集の義務を課しているというのが国の見解です。だから収集者もそれに従おうとするのです。しかし、国税庁のQ&Aでは、番号なしの種類でも受理して処理することを明らかにしています。番号の利用主体がこうした姿勢を取っているのに、単なる経由機関でしかない会社や自治体が強制するのは全くおかしいことです。

●提供しなくてもいいの?

では、学校現場においてマイナンバーの提供を求められたらどうすればよいのでしょうか? 現場対応にはかなり温度差があることが予想されますが、提供しなくても不利益がない以上、イヤな方はつきりと「私は提供しません」と担当者に伝えてください。それ以上強制されることはありませんので。しかも担当者にも何ら迷惑をかけることになりません。思い切つて非記入・非提供を実践しましょう! そして個人番号カード(マイナンバーカード)の申請は行わず、番号もカードもいらぬ社会を目指しましょう